

# 泉南市強靱化地域計画

令和5年6月変更  
泉南市







# 第1章 計画の策定趣旨と位置づけ

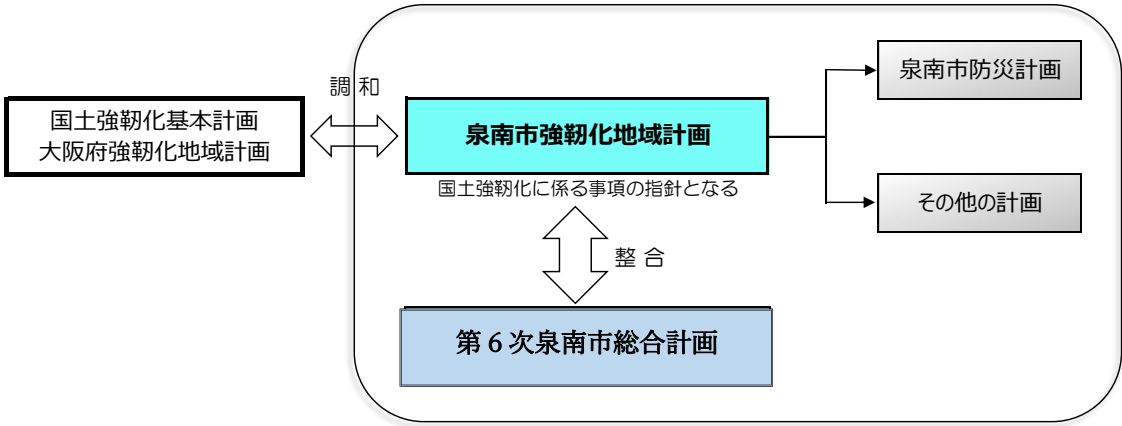
## I 計画の策定趣旨

平成 25 年 12 月に「強しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められ、平成 26 年 6 月には基本法に基づき、国土強靱化に関する国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定された。また、大阪府においても平成 28 年 3 月に「大阪府地域強靱化計画」が策定された。

今後、国全体の国土強靱化政策や大阪府の強靱化に関する施策との調和を図りながら、国や府内市町村、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、本市においても、大規模自然災害が起きても機能不全に陥らず、「強さ」と「しなやかさ」を持ったいつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるために、本市の強靱化に関する指針となる「泉南市地域強靱化計画（以下「本計画」という。）」を策定し、取組を推進するものである。

## II 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、第 6 次泉南市総合計画との整合を図るとともに、地域強靱化の観点から、泉南市防災計画をはじめ本市における様々な分野の計画等の指針となるものである。



## III 計画期間

計画期間は、2020（令和 2）年度から 2029（令和 11）年度までの 10 年間とする。

ただし、今後の社会経済情勢の変化や具体的な取組みの進捗状況等を考慮し、計画期間中においても必要に応じて見直しを行う。

## 第2章 泉南市の特性

### I 地域特性

本市は大阪都心部から40～50 kmの距離にあり、市域の北西は大阪湾に面し、北東は榎井川を境界として田尻町・泉佐野市と、南東は和泉山脈を境にして和歌山県紀の川市・岩出市と、南西は男里川を境として阪南市と接している。

市域は南北約11 km、東西約8 kmの広がり、面積は48.98 km<sup>2</sup>。この市域には関西国際空港の南部約3分の1を含んでいる。

市内の鉄道駅としては、JR 阪和線の和泉砂川駅と新家駅、南海電鉄南海本線の樽井駅と岡田浦駅があり、これらの利用によって大阪都心部へは約1時間、関西国際空港へは約30分で、また和歌山市へは約20分から30分の時間距離にある。

幹線道路としては、国道26号、府道泉佐野岩出線、府道堺阪南線が市域を通っている。

市域の地形は、大きく山地部、丘陵部および平地部に分けられ、市の南縁を区切る和泉山脈に連なる山地部には低い山が多く、市域の東端を榎井川が、西端を男里川が流れ、それぞれ大阪湾に注いでいる。山地部に続く丘陵部には開発された住宅団地が多く、古くからのため池も散在している。丘陵部より大阪湾にいたる平地は、ほとんどが宅地や農地として利用されており、海岸部には岡田漁港、樽井漁港がある。

### II 災害履歴

#### (1) 地震災害

近年、泉州地域に影響を与えた大規模な地震としては、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災＜平成7年1月17日＞）と南海地震（昭和21年12月21日）があるが、本市域では南海地震の被害記録はない。

過去には府域では、紀伊半島沖を震源とするマグニチュード8クラスの巨大地震（887年、1361年、1707年、1854年、1944年、1946年等）、畿内に震源をもつマグニチュード7クラスの地震（1510年、1596年、1899年、1952年、1995年等）及び濃尾地震（1891年）等の地震により大きな被害を受けている。特に、1854年の安政東海地震、安政南海地震等では、本市域でも震度5～6の揺れを被ったと推定される。

#### (2) 風水害

近年の風水害として、昭和57年8月3日、平成元年9月3日、同年9月19日に発生している。主に浸水災害であるが、山地区域での道路、路肩、斜面の崩壊、平野でのため池の崩壊等も含まれる。

また、平成30年の台風第21号では、台風の接近・通過に伴い猛烈な暴風（関西空港島で最大瞬間風速58.10m）に襲われ、長期間の大規模な停電の発生、多数の家屋や施設に損傷を与えるなど大きな被害を受けた。

古い記録では、昭和27年7月豪雨において、昭和池が決壊するなどし、新家上村地区住民が亡くなる災害が発生している。

その後の都市整備（下水道、排水路の整備、河川断面の改修など）により、被害の発生はなくなっているが、ごみの投棄等による水路のつまりが原因による溢れ出しの危険性については、完全に解消されたとはいえない。

### **(3) 土砂災害**

土砂災害は、地すべり、急傾斜地崩壊（山くずれ、崖くずれ。一般には土砂くずれと表現されることも多い。）及び土石流に大きく分類されるが、土砂災害の記録はほとんどない。本市では、土砂災害が発生しやすい山地が広い地域を占めるが、山地部では市街地・宅地等の高度な土地利用があまりなされていないことも土砂災害による被害が少ない要因の一つと考えられる。

ただし、堀河ダム周辺や葛畑地区、楠畑地区では急斜面に沿う道路の周辺で、しばしば小規模な土砂災害が発生している。

## 第3章 基本的な考え方

### I 基本目標

いかなる自然災害が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を基本目標とする。

### II 対象とする災害

本市では 海岸線を有することから、多大な被害を及ぼすと想定される「南海トラフ巨大地震」や、近年、増加傾向にある異常気象や局地豪雨などを踏まえ、大規模自然災害〔地震・津波、風水害（台風、豪雨、高潮、土砂災害等）〕を対象とする。

### III 事前に備えるべき目標

国の基本計画を踏まえ、以下の8つを事前に備えるべき目標とする。

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤ 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーン）を機能不全に陥らせない
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建回復できる条件を整備する



## IV 計画推進にあたっての考え方

先に掲げた4つの基本目標を達成し、本市の安全・安心を確保するため、以下の点に配慮しながら取組みを進める。

### (1) 市民等の主体的な参画

府民、事業者等と、「自助」「共助」「公助」の考え方を共有し、国、府、市町村、住民、事業者、地域、ボランティア等との適切な連携と役割分担のもと、それぞれが主体的に行動し、取組みを推進する。

### (2) 効率的・効果的な施策推進

基本目標に即し、優先度や費用対効果を考慮した上で、災害リスクや地域の状況等に応じて、「ハード対策」と「ソフト対策」を適切に組み合わせるなど、常に効率的・効果的な手法の検討を心がける。

なお、非常時に防災・減災等の効果を発揮するだけでなく、景観への配慮や地域での利用など、平常時の有効活用の観点も可能な限り取り入れることとする。

### (3) 的確な維持管理

高度経済成長期以降に建設された都市基盤施設をはじめ多くの公共施設等が、一斉に更新時期を迎えることもあり、中長期的な視点によりできるだけ費用軽減を図る観点から検討を進める。

特に、人命に直結する可能性の高い都市基盤施設等については、点検の充実、予防保全の推進とレベルアップ、更新時期の見極め、日常的な維持管理の着実な実践により、効率的・効果的な維持管理を行っていく。

### (4) 広域連携の取組み

関西広域連合が策定する関西防災・減災プランと整合を図りながら、広域災害に備えて近隣府県との相互応援協定、全国知事会の広域応援協定等に基づき、自治体間の連携強化を進める。

## V 施策の方針とPDCAサイクル

限られた資源で効率的・効果的に強靱化の取組みを進めるためには、施策の優先度を考慮しながら進める必要がある。本計画に位置づける個別の施策の推進は、基本目標、事前に備えるべき目標及び前項の計画推進にあたっての考え方を踏まえ、それぞれ関連付けられる計画に基づき、優先度を考慮し進めていく。

個別の施策については、基本的にはそれぞれ関連付けられる計画において、進捗管理、評価等（PDCA）を行うこととし、本計画については、定期的にそれらの進捗状況を集約し進捗管理を行っていく。

なお、強靱化に関連する他の計画を見直す際には、本計画との整合性について留意するものとする。

## 第4章 脆弱性評価

### I 評価の枠組みと手順

本計画第3章に掲げた基本目標と本市の地域特性を踏まえ、内閣官房国土強靱化推進室策定の「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に基づき、大規模自然災害〔地震・津波、風水害（台風、豪雨、高潮、土砂災害等）〕に対する脆弱性評価を行うこととし、基本計画を参考に、以下の8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして36の「起きてはならない最悪の事態」を次の通り設定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	都市部での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や延焼拡大による死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3	大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5	風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市域の脆弱性が高まる事態
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
		2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	役所機能の機能不全
		3-2	行政機関（役所除く）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーン）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による企業の生産力低下
		5-2	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-3	食糧等の安定供給の停滞

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・L P ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
		6-5	異常湧水等による用水の供給の途絶
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地等での複合災害の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-4	ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出
		7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-7	風評被害による地域経済等への甚大な影響
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	避難生活環境等の悪化により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	鉄道、道路、港湾等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

## II 評価の実施

具体的には、「起きてはならない最悪の事態」ごとに、現在、各関連計画に位置づけられている施策を精査し、個別施策ごとの課題を分析するとともに、施策の達成度や進捗を把握して、現状の脆弱性を分析・評価した。

脆弱性評価の結果は、別紙に記載する。

## 第5章 具体的な取組みの推進

### I 概要

脆弱性評価結果に基づき、「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、以下のとおり必要な施策 126 項目を抽出し取組みを推進する。

起きてはならない最悪の事態		項目	ページ
1-1	都市部での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や延焼拡大による死傷者の発生	①～⑰	9
1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	①～⑥	14
1-3	大規模津波等による多数の死者の発生	①～⑦	15
1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	①～②	17
1-5	風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市域の脆弱性が高まる事態	①～⑤	17
1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	①～⑩	18
2-1	被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	①～⑦	21
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	①～②	23
2-3	警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	①～③	23
2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	①～②	23
2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足	①	24
2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	①～③	24
2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	①～④	24
3-1	役所機能の機能不全	①～⑥	26
3-2	行政機関（役所除く）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	①～③	28
4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	①	29
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	①	29
5-1	サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による企業の生産力低下	①～②	30
5-2	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	①	30
5-3	食糧等の安定供給の停滞	①	31
6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	①	32
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	①～②	32
6-3	汚水処理等の長期間にわたる機能停止	①～③	32
6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	①～③	33
6-5	異常湧水等による用水の供給の途絶	①～②	33
7-1	市街地等での複合災害の発生	①～③	34
7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	①～④	34
7-3	沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺	①～②	34
7-4	ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	①～②	34
7-5	有害物質の大規模拡散・流出	①～②	35
7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	①	35
7-7	風評被害による地域経済等への甚大な影響	①	35
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	①	36
8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	①～②	36
8-3	避難生活環境等の悪化により復旧・復興が大幅に遅れる事態	①～⑪	36
8-4	鉄道、道路、港湾等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	①～②	39

## II 具体的な取組み

(事前に備えるべき目標)

### 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

(起きてはならない最悪の事態)

#### 1-1 都市部での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や延焼拡大による死傷者の発生

(必要な取組み)

##### ① 密集した市街地等の対策（道路課）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の狭隘区間の改良などにより防災空間の確保を図る。</li> <li>・「道路の整備に関するプログラム」に掲載されている事業を推進</li> </ul>		
	現 状	目 標	
		2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2024～2029 年度 (令和 7～11 年度)
	○有効幅員 4.0m未満の市道延長 66,084m (令和元年度)	○狭隘区間の改良事業の促進	⇒
関連計画	泉南市防災計画 道路の整備に関するプログラム 大阪府強靱化地域計画		

##### ② 準防火地域等の指定促進（都市政策課）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市の不燃化を促進するため、準防火地域の拡大を図る。</li> </ul>		
	現 状	目 標	
		2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2024～2029 年度 (令和 7～11 年度)
	○指定建ぺい率 60%以上の区域面積 に占める防火・準防火地域指定面積 の割合(約12%(149ha/1,202ha))	⇒	○市指定建ぺい率 60%以上 の区域(一部)を防火・準防火 地域へ指定検討
関連計画	泉南市都市計画マスタープラン 泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画		

##### ③ 消防用水の確保対策（危機管理課、産業振興課）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生時に火災による被害を軽減するため、大阪府や関係機関等と連携して消防用水の確保に向けた取組みを実施する。</li> <li>■耐震性防火水槽の設置・更新の検討</li> <li>■ため池の貯水の消火用水等への活用を検討</li> </ul>		
	現 状	目 標	
		2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2024～2029 年度 (令和 7～11 年度)
	—	○耐震性防火水槽の設置・更新 の検討	⇒
	—	○ため池の水を活用し防災活動に 取組む防災協定の検討	○左記の取組みを踏まえた対策
関連計画	泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画		

④ 防災農地の登録の促進（産業振興課）

取組	・地震発生時に、避難地を確保するため、防災上の役割が期待できる農地について、大阪府及び関係団体等と連携し、「防災農地（注）」の登録を促進する。 （注）防災農地：営農を通じて保全されている農地で、災害時に防災空間として使用するもの。	
	現状	目標 2020～2024年度（令和2～6年度） 2024～2029年度（令和7～11年度）
	—	○防災協力農地登録制度の導入の検討 ○左記の取組みを踏まえた対策
関連計画	泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画	

⑤ 市有建築物の耐震化（各施設所管課）

取組	・地震発生時に、市有建築物の被害を軽減し、市民・利用者の安全と市役所業務の継続性を確保するため「泉南市耐震改修促進計画」及び「泉南市公共施設等最適化推進基本計画」において示す耐震化の考え方を踏まえ、耐震化対策を推進する。	
	現状	目標 2020～2024年度（令和2～6年度） 2024～2029年度（令和7～11年度）
	○耐震化率 ・災害時に重要な機能を果たす建築物の割合 94.5% ・市有建築物全体の割合 70.6%	○耐震化率 ・災害時に重要な機能を果たす建築物の割合 100% ・市有建築物全体は計画的かつ効率的に耐震化を推進
関連計画	泉南市耐震改修促進計画 泉南市公共施設等最適化推進基本計画 泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画	

⑥ 市営住宅の長寿命化及び適正管理の推進（住宅公園課）

取組	・「泉南市営住宅長寿命化計画」に基づく住宅の維持、管理、改善を実施し、災害発生時における入居者の生命、安全を確保し、住宅の被害の軽減に努める。 ・災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業を推進する。	
	現状	目標 2020～2024年度（令和2～6年度） 2024～2029年度（令和7～11年度）
	○公営住宅等の内、今後、建替の検討が必要な戸数の割合 37.0%、136戸/368戸（令和元年）	⇒
関連計画	泉南市営住宅長寿命化計画 泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画	



⑦ 民間住宅・建築物の耐震化の促進（都市政策課、住宅公園課、長寿社会推進課）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生時に、民間住宅・建築物の被害等を軽減するため、「泉南市耐震改修促進計画」及び「住宅建築物耐震 10 年戦略・大阪(大阪府耐震改修促進計画 H28～R7)」に基づき、耐震改修に加え、建替え、除却、住替え等、さまざまな取組みによる木造住宅の耐震化や多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進を働きかける。（住宅・建築物安全ストック形成事業）</li> <li>空き家所有者が、地震発生時における危険性などを理解し、適正な管理が進められるよう大阪府とも連携し、啓発を進める。</li> <li>災害に強いまちづくりを進めるため、泉南市空家等対策計画に基づき、空き家対策総合支援事業を推進する。</li> <li>利活用が可能な空き家については、泉南市空家等対策計画に基づき、空家バンク制度等の周知により利活用を促進する。</li> <li>認知症高齢者グループホーム等の高齢者施設の耐震化整備事業を推進する。</li> </ul>		
	現状	目標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2024～2029 年度 (令和 7～11 年度)	
○耐震化率 ・住宅 76%(平成 27 年推計値) ・多数の者が利用する建築物 80.1% (平成 27 年)	⇒	○耐震化率 ・住宅 95%(令和 7 年度) ・多数の者が利用する建築物 95% (令和 7 年度)	
○空家バンク制度の周知、空家所有者 への啓発	⇒	⇒	
○耐震化について、高齢者施設への周 知、啓発	認知症高齢者グループホーム等の 高齢者施設の耐震化の推進	⇒	
関連計画	泉南市耐震改修促進計画 泉南市防災計画 泉南市空家等対策計画 大阪府強靱化地域計画		

⑧ 住宅・建築物の液状化対策の普及啓発（危機管理課、審査指導課）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生時に、液状化による建物被害を軽減するため、大阪府が府域の液状化の可能性マップを公表し、大阪府建築士会、大阪府建築士事務所協会に府民相談窓口が設置されていることから、本市は、大阪府及び関係団体等と連携を図りながら普及啓発に努める。</li> </ul>		
	現状	目標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2024～2029 年度 (令和 7～11 年度)	
○泉南市総合防災マップに液状化の可 能性マップを記載（平成 29 年 2 月）	○大阪府及び関係団体等と連携 を強化 ○液状化対策の普及啓発活動の 実施	⇒	
関連計画	泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画		

⑨ 災害に強い良質なマンション整備の周知（審査指導課、都市政策課）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府と連携を図り、建物の安全性が確保され、被災時においても一定の生活維持が可能な住宅や仕組みを普及させるため、「大阪府防災力強化マンション認定制度」などを周知する。</li> </ul>		
	現状	目標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2024～2029 年度 (令和 7～11 年度)	
—	○「大阪府防災力強化マンション 認定制度」の周知	⇒	
関連計画	大阪府強靱化地域計画		

⑩ 地域における防災・減災力の向上（危機管理課、指導課、人権国際教育課）

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民が正確な知識を持ち的確な避難行動につなげるため、自分の命を守るために必要な事前の備えや、災害発生時の想定範囲、避難場所等の情報を掲載した総合防災マップを作成・配布し、防災意識の高揚に努める。</li> <li>・自主防災組織の新規結成及び活動の活性化を促進する。</li> </ul>		
	<b>現状</b>	<b>目標</b>	
		<b>2020～2024年度 (令和2～6年度)</b>	<b>2024～2029年度 (令和7～11年度)</b>
○自主防災組織率 62%（令和元年度）	○新規結成及び活動の活性化を促進		⇒
○総合防災マップ作成（平成29年2月）	○被害想定の見直しに合わせて総合防災マップを更新		⇒
○自主防災組織新規結成の資機材整備に係る補助金の交付	⇒		⇒
○子ども会議メンバーによる「子ども版防災マップ」の作成と広報	○子ども版防災マップの作成及び活用に向けた広報		○子ども版防災マップの更新及び活用促進
<b>関連計画</b>	泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画		

⑪ 消防団の機能強化（危機管理課）

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団の機能強化を図るため、消防団車庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線などの資機材の充実強化を進める。</li> <li>・消防団活動のPRにより消防団に対する市民理解の促進に向けた取組みを進める。</li> </ul>		
	<b>現状</b>	<b>目標</b>	
		<b>2020～2024年度 (令和2～6年度)</b>	<b>2024～2029年度 (令和7～11年度)</b>
○泉南市消防団（6分団） 消防団員 172名（令和元年度）	○団員定数 173名の確保		⇒
○消防団車庫の耐震化率 100%	—		—
<b>関連計画</b>	泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画		

⑫ 「避難行動要支援者」支援の充実（危機管理課、長寿社会推進課、障害福祉課）

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・泉南市避難行動要支援者避難行動支援プランに基づき、避難行動要支援者に対する情報伝達体制や避難支援・安否確認体制の整備など、避難支援者と連携を図り、必要となる対策を推進する。</li> </ul>		
	<b>現状</b>	<b>目標</b>	
		<b>2020～2024年度 (令和2～6年度)</b>	<b>2024～2029年度 (令和7～11年度)</b>
○避難行動要支援者名簿登録作成 ○地域の支援マニュアル作成	○避難行動要支援者名簿の適切な管理・更新 ○支援体制の強化		⇒



<b>関連計画</b>	泉南市避難行動要支援者避難行動支援プラン 泉南市防災計画 第3次泉南市地域福祉計画及び地域福祉活動計画 大阪府強靱化地域計画
-------------	---

⑬ 在住外国人への防災情報の提供（危機管理課、政策推進課）

<b>取組</b>	・地震発生時に、在住外国人等の安全を確保するため、在住外国人等にわかりやすい防災マップの多言語化等の充実、在住外国人等への配布や市ホームページでの掲載等を実施する。	
<b>現状</b>	<b>目標</b>	
	<b>2020～2024年度 (令和2～6年度)</b>	<b>2024～2029年度 (令和7～11年度)</b>
⇒	○総合防災マップ更新時に、記載内容の多言語化を検討	⇒
<b>関連計画</b>	泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画	

⑭ 文化財所有者・管理者の防災意識の啓発（生涯学習課、危機管理課）

<b>取組</b>	・国・大阪府との連携により、防災設備の設置及び維持管理、文化財保存活用計画の策定などを、文化財所有者・管理者に働きかける必要がある。そのうえで防災設備の充実、防災訓練の実施、耐震予備診断の実施、災害発生時における施設利用者の安全確保など、文化財を災害から守るための普及啓発事業を実施するとともに、それらの取組を支援する。	
<b>現状</b>	<b>目標</b>	
	<b>2020～2024年度 (令和2～6年度)</b>	<b>2024～2029年度 (令和7～11年度)</b>
○文化財保存活用計画の策定状況 ・府指定0%、国登録0%	○文化財所有者等に対して文化財保存活用計画の策定などを働きかける	○文化財保存活用計画をもとに防災対策を実施し継続を促し、それを支援する
○泉南消防署・泉南市消防団による文化財消火訓練の実施（1回/年）	⇒	⇒
○更新が必要な防災設備 ・国指定文化財で要更新の設備あり	○防災設備の設置・更新	⇒
○文化財を災害から守る住民意識の醸成が未着手	○普及啓発活動の検討・実施	⇒
<b>関連計画</b>	泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画	

⑮ 被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備（審査指導課、都市政策課）

<b>取組</b>	・地震発生時に、余震等による被災建築物や宅地における二次被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の養成、登録を進め、判定体制の充実を図る。	
<b>現状</b>	<b>目標</b>	
	<b>2020～2024年度 (令和2～6年度)</b>	<b>2024～2029年度 (令和7～11年度)</b>
○市職員における被災建築物応急危険度判定士登録者の確保 ○市職員における被災宅地危険度判定士登録者の確保	⇒	⇒

<b>関連計画</b>	泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画
-------------	-----------------------

⑯ 消防署の耐災化と常備消防力（消火、救急、救命等）の向上（危機管理課）

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災、救急、救助などの消防サービスをより向上させるため、泉州南消防組合（本市、泉佐野市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町の3市3町で構成）を組織し、消防に関する事務を共同で処理している。</li> <li>・ 本市及び泉州南消防組合は、適正に消防署所を配置し、車両・資機材等の計画的な整備を進め、常備消防力の充実に努める。</li> </ul>		
<b>現状</b>	<b>目標</b>		
	<b>2020～2024年度 （令和2～6年度）</b>	<b>2024～2029年度 （令和7～11年度）</b>	
○市域内の施設 ・ 泉南消防署 ・ 砂川出張所	○消防力の適正配置及び個別施設計画等の整備促進	○消防署及び付帯設備の長寿命化を含めた、統廃合による適正規模の署所更新による耐災化及び消防力の向上	
<b>関連計画</b>	泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画		

⑰ 大規模盛土造成地マップの周知（審査指導課）

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普段から居住する宅地の状況を知り、災害の事前防止や被害の軽減につながるよう、公表されている市内の大規模盛土造成地マップの周知を行うとともに、宅地防災パトロールなどを実施する。</li> </ul>		
<b>現状</b>	<b>目標</b>		
	<b>2020～2024年度 （令和2～6年度）</b>	<b>2024～2029年度 （令和7～11年度）</b>	
○台風や大雨など災害発生の恐れがある場合に備え宅地防災パトロール実施	⇒	⇒	
<b>関連計画</b>	泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画		

## 1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

- ① 市有建築物の耐震化（各施設所管課） ※取組内容等は1-1⑤に記載
- ② 市営住宅の長寿命化及び適正管理の推進（住宅公園課） ※取組内容等は1-1⑥に記載
- ③ 学校、保育所等の耐震化（教育総務課、保育子ども課、都市政策課）

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市立の小中学校、幼稚園、保育所は、耐震改修工事が完了し耐震化率は100%である。</li> </ul>		
<b>現状</b>	<b>目標</b>		
	<b>2020～2024年度 （令和2～6年度）</b>	<b>2024～2029年度 （令和7～11年度）</b>	
○耐震化率 〔市立〕 ・ 小中学校 100% ・ 幼稚園 100% ・ 認定こども園・保育所 100%	—	—	

<b>関連計画</b>	泉南市耐震改修促進計画 泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画
-------------	--------------------------------------

- ④ 民間住宅・建築物の耐震化の促進（都市政策課） ※取組内容等は 1-1⑦に記載
- ⑤ 文化財所有者・管理者の防災意識の啓発（生涯学習課、危機管理課） ※取組内容等は 1-1⑭に記載
- ⑥ 被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備（審査指導課、都市政策課） ※取組内容等は 1-1⑮に記載

### 1-3 大規模津波等による多数の死者の発生

#### ① 防潮堤の津波浸水対策（下水道課）

<b>取組</b>	・南海トラフ地震発生に伴う液状化により、堤防が沈下することによる津波浸水対策の拡大を防ぐため、大阪府と連携し防潮堤の液状化対策や大里川河口の津波浸水対策に取り組む。	
<b>現状</b>	<b>目標</b>	
	<b>2020～2024年度 (令和 2～6年度)</b>	<b>2024～2029年度 (令和 7～11年度)</b>
○市域における対策必要箇所 ・現在、事業主体である大阪府の検討では、該当箇所なし	○対策必要箇所が判明した場合、大阪府と連携し対処する	⇒
<b>関連計画</b>	泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画	

#### ② 水門等の点検、整備の推進（道路課、下水道課）

<b>取組</b>	・水門等の月 3 回の巡視点検の実施	
<b>現状</b>	<b>目標</b>	
	<b>2020～2024年度 (令和 2～6年度)</b>	<b>2024～2029年度 (令和 7～11年度)</b>
○水門等の巡視点検（3回/月）	⇒	⇒
<b>関連計画</b>	泉南市防災計画	

#### ③ 的確な避難指示等の判断・伝達（危機管理課）

<b>取組</b>	・本市の避難情報の判断基準・伝達マニュアルを、内閣府「避難情報に関するガイドライン」改定を踏まえ、最新の知見を反映できるよう適宜見直しを行う。	
<b>現状</b>	<b>目標</b>	
	<b>2020～2024年度 (令和 2～6年度)</b>	<b>2024～2029年度 (令和 7～11年度)</b>
○避難情報の判断・伝達マニュアル（令和 4 年 8 月修正）	○避難情報の判断・伝達マニュアルの修正	⇒
<b>関連計画</b>	泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画	

④ 津波ハザードマップの作成・活用（危機管理課）

取組	・ 市民の防災意識の向上と的確な避難行動につながるよう、津波ハザードマップを活用した出前講座や、地域が実施する避難訓練の支援を行う。		
	現 状	目 標	
		2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2024～2029 年度 (令和 7～11 年度)
	○津波ハザードマップ作成(平成 26 年 9 月) ○出前講座の開催 ○地域における避難訓練の支援	⇒	⇒
関連計画	泉南市津波避難計画 泉南市防災計画		

⑤ 船舶の津波対策の促進（危機管理課、産業振興課）

取組	・ 港内に停泊中の船舶等の軽減を図るため、船舶の港外避難や避難できなかった場合の係留強化の手順マニュアルの策定を大阪府及び関係機関と連携して検討を行う。		
	現 状	目 標	
		2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2024～2029 年度 (令和 7～11 年度)
	—	○大阪府と関係機関とマニュアル策定の検討	左記の取組みを踏まえた対策
関連計画	泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画		

⑥ 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援（危機管理課）

取組	・ 自主防災組織のリーダーが研修を受講する機会を設ける等、大阪府と連携及び泉南市自主防災組織連絡協議会との協働により自主防災組織の中核となる人材の育成に努める。		
	現 状	目 標	
		2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2024～2029 年度 (令和 7～11 年度)
	○自主防災組織リーダー育成研修受講 ○泉南市自主防災組織連絡協議会研修の実施	○リーダー育成研修受講機会の確保 ○連絡協議会研修の実施	⇒
関連計画	泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画		

⑦ 津波防御施設の閉鎖体制（危機管理課、道路課）

取組	・津波防御施設（水門・陸閘等）の操作に従事する現場操作員等の安全を確保するため、大阪府との連携した訓練の実施により、操作の確実性・迅速性の向上を図り、あわせて操作・退避ルールが実態に即したものであるか検証を行う等、津波防御施設の閉鎖体制の充実を図る。	
	現状	目標
	2020～2024年度 (令和2～6年度)	2024～2029年度 (令和7～11年度)
○大阪府と連携した訓練の実施 (2回/年)	○大阪府と連携した訓練の実施 ○訓練を踏まえた操作・退避ルールの検証	⇒
関連計画	泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画	

#### 1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

##### ① 下水道（雨水）施設の整備及び治水対策の促進（下水道課）

取組	・浸水被害の軽減に向け下水道雨水管渠や雨水ポンプの整備、老朽化している施設の改築、雨水ポンプ場の耐震化に取り組む。	
	現状	目標
	2020～2024年度 (令和2～6年度)	2024～2029年度 (令和7～11年度)
○都市浸水対策の達成率 27.8% (平成30年度末)	28%	29%
関連計画	泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画	

##### ② 豪雨時の市道浸水箇所の把握及び注意喚起（道路課）

取組	・豪雨により冠水することが懸念される箇所を把握し、注意喚起対策を進める。	
	現状	目標
	2020～2024年度 (令和2～6年度)	2024～2029年度 (令和7～11年度)
—	○豪雨時の市道冠水注意箇所を把握し、冠水注意喚起対策を実施	⇒
関連計画	泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画	

#### 1-5 風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり

##### 市域の脆弱性が高まる事態

##### ① ため池の防災・減災対策の促進（産業振興課）

取組	・本市域のため池は、各地区水利組合が維持管理を行っていることから、自然災害から人命、財産を守るため、「大阪府ため池防災・減災アクションプラン」に基づき、対象ため池の耐震診断を計画的に実施するとともに、診断結果を踏まえ必要な耐震対策を大阪府及び各地区水利組合などと連携して実施を促進する。 ・また、ソフト対策として、大阪府と連携して、ため池ハザードマップの作成や、住民周知及び活用を働きかける。	
	現状	目標
	2020～2024年度 (令和2～6年度)	2024～2029年度 (令和7～11年度)

令和元年度末時点 ○耐震診断完了箇所（22 箇所） ○ため池ハザードマップ作成済箇所（19 箇所） ○水防ため池定期点検	○対象ため池耐震診断の実施 ○ため池ハザードマップ作成 ○水防ため池定期点検	⇒
<b>関連計画</b>	泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画	

② 下水道（雨水）施設の整備及び治水対策の促進（下水道課） ※取組内容等は 1-4①に記載

③ 土砂災害対策の促進（危機管理課、審査指導課）

<b>取組</b>	・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されている地区を対象に地区別防災マップを作成しており、引き続き土砂災害を未然に防ぐため、大阪府と連携して安全対策を進める。 ・土砂災害特別警戒区域内に位置する不適格建築物について、移転や補強等の実施を促進し被害の軽減・防止に努める。		
<b>現状</b>	<b>目標</b>		
	<b>2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)</b>	<b>2024～2029 年度 (令和 7～11 年度)</b>	
○地区別防災マップ作成	○危険箇所周知の継続	⇒	
○特別警戒区域内の既存不適格住宅の移転及び補強の支援	⇒	⇒	
<b>関連計画</b>	泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画		

④ 山地災害対策の促進（産業振興課）

<b>取組</b>	・大阪府と連携し、保安林等を対象として、土砂の流出または崩壊防止等の森林の防災機能を高めるとともに、荒廃森林における間伐等の森林整備を計画的に進めていく。		
<b>現状</b>	<b>目標</b>		
	<b>2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)</b>	<b>2024～2029 年度 (令和 7～11 年度)</b>	
—	○計画的な森林整備と災害予防対策の推進	⇒	
<b>関連計画</b>	泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画		

⑤ 的確な避難指示等の判断・伝達（危機管理課） ※取組内容等は 1-3③に記載

## 1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

① ため池の防災・減災対策の促進（産業振興課） ※取組内容等は 1-5①に記載

② 津波に関する的確な避難指示等の判断・伝達（危機管理課） ※取組内容等は 1-3③に記載

- ③ 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援（危機管理課） ※取組内容等は 1-3⑥に記載  
載

- ④ 学校における児童生徒の防災意識の向上（指導課、人権国際教育課）

<b>取組</b>	児童生徒が自ら命を守る行動をとることができるよう、自然災害を想定した避難訓練を実施する。	
<b>現 状</b>	<b>目 標</b>	
	<b>2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)</b>	<b>2024～2029 年度 (令和 7～11 年度)</b>
○地域の実態に応じた避難訓練の実施 ・自然災害を想定した避難訓練実施 小学校、中学校	⇒	⇒
<b>関連計画</b>	泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画	

- ⑤ 市民の防災意識の向上（危機管理課）

<b>取組</b>	・ 出前講座や防災訓練など、あらゆる機会を通じて市民に対して災害の知識や日ごろの備え、自主防災活動の必要性等について啓発を行い、防災意識の向上を図る。	
<b>現 状</b>	<b>目 標</b>	
	<b>2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)</b>	<b>2024～2029 年度 (令和 7～11 年度)</b>
○出前講座の開催 ○泉南市・イオングループ合同防災訓練 ○大阪 880 万人訓練	⇒	○左記の取組みを踏まえ啓発活動を充実
<b>関連計画</b>	泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画	

- ⑥ 「避難行動要支援者」支援の充実（危機管理課、長寿社会推進課、障害福祉課）

※取組内容等は 1-1⑩に記載

- ⑦ 医療施設・社会福祉施設の避難体制の確保（危機管理課、長寿社会推進課）

<b>取組</b>	・ 医療施設利用者、社会福祉施設入所者や通所サービス等の施設利用者が、土砂災害、洪水及び高潮などから、迅速かつ円滑に避難できるよう災害対策マニュアルの作成と避難訓練の実施を当該区域内の当該施設及びサービス提供事業所に働きかける。	
<b>現 状</b>	<b>目 標</b>	
	<b>2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)</b>	<b>2024～2029 年度 (令和 7～11 年度)</b>



○対象施設となる土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設を泉南市防災計画に記載 ・社会福祉施設（1施設） ・医療施設（1施設）	○対象施設に避難確保計画等の作成と訓練実施を促進	⇒
<b>関連計画</b>	泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画	

⑧ 在住外国人への防災情報の提供（危機管理課、政策推進課） ※取組内容等は 1-1⑬に記載

⑨ 外国人旅行者の安全確保（危機管理課、政策推進課）

<b>取組</b>	・災害発生時に、本市に観光等で来訪している外国人旅行者が安全を確保できるよう、情報提供や対応方法等について、大阪府や関係団体と連携のうえ、情報提供や避難誘導方法等について検討を行い、必要な整備を進める。		
<b>現 状</b>	<b>目 標</b>		
	<b>2020～2024 年度 （令和 2～6 年度）</b>	<b>2024～2029 年度 （令和 7～11 年度）</b>	
—	○外国人旅行者に対する情報伝達体制の整備	⇒	
<b>関連計画</b>	泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画		

⑩ 豪雨時の市道浸水箇所の把握及び注意喚起（道路課） ※取組内容等は 1-4②に記載



(事前に備えるべき目標)

## 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

(起きてはならない最悪の事態)

### 2-1 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(必要な取組み)

#### ① 広域緊急交通路（府選定）及び地域緊急交通路（市選定）等の通行機能の確保（道路課）

取組	<通行機能確保> ・災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、広域緊急交通路と一体となって機能すべく地域緊急交通路の整備を推進する。 <無電柱化の推進> ・地震発生時に、電柱倒壊による道路閉塞を防止するため、広域緊急路及び地域緊急交通路に指定された路線、区間について、無電柱化を推進する。 <泉南市無電柱化推進計画に掲載されている事業を推進> <道路の整備に関するプログラムに掲載されている事業を推進>		
	現 状	目 標	
		2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2024～2029 年度 (令和 7～11 年度)
	—	○地域緊急交通路の整備の促進 ○無電柱化の実施	⇒
関連計画	泉南市防災計画 道路の整備に関するプログラム 大阪府強靱化地域計画 泉南市無電柱化推進計画		

#### ② 迅速な道路啓開の実施（道路課）

取組	・地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、指定緊急交通路の迅速な道路啓開による通行機能の確保に向け、関係機関と連携した道路啓開訓練の実施とその検証を行い、道路啓開体制の充実を図る。		
	現 状	目 標	
		2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2024～2029 年度 (令和 7～11 年度)
	○市内建設業者と「災害時における防災活動協力に関する協定」締結	○国、府と連携し、建設業者の協力体制の確立に向けた検討	○建設業者と協力体制を確立
関連計画	泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画		

#### ③ 医薬品、医療用資器材の供給不足への備え（保健推進課、危機管理課）

取組	・地震発生後に、安定して医薬品、医療用資器材を確保するため、医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携を強化するとともに、関係事業者等との協定締結を検討する。		
	現 状	目 標	
		2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2024～2029 年度 (令和 7～11 年度)
	○災害時の医療救護に関する協定締結（医師会、歯科医師会、薬剤師会）	○関係事業者等との協定締結の検討	○左記の取組みを踏まえた対策
関連計画	泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画		

④ 食糧や燃料等の備蓄及び集配体制の充実（危機管理課）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の備蓄しておくべき救援物資の品目や量、各主体（行政・市民等）の役割について、基本的な方向性を示した「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針（大阪府策定）」に基づき重要物資の備蓄を計画的に進め、その他の物資についても必要備蓄量の目標設定と内容の充実、多様な方法による物資の調達・確保手段を確立するため各種協定締結などに努める。</li> </ul>	
	<b>目 標</b>	
<b>現 状</b>	<b>2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)</b>	<b>2024～2029 年度 (令和 7～11 年度)</b>
○重要物資の備蓄充足率（令和元年度） ・非常食 87% ・毛布 100%	○非常食 100%	○備蓄の維持
○食糧等物資供給に関する協定締結（生活関連物資取扱店舗）	○関係事業者等との協定締結の検討	⇒
<b>関連計画</b>	泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画	

⑤ 市有建築物の耐震化（各施設所管課） ※取組内容等は 1-1⑤に記載

⑥ 水道の早期復旧及び飲料水の確保（危機管理課）

取組	<p>&lt;水道の早期復旧&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大阪広域水道企業団に働きかけ、水道施設・管路の更新・耐震化等を計画的に実施するとともに、基幹病院や避難拠点等の重要給水施設に対する給水確保等対策を促進する。</li> <li>また、地震発生後に、損傷した管路等の早期復旧を図るため、災害時には大阪広域水道企業団との連携強化を働きかける。</li> </ul> <p>&lt;飲料水確保&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生後の水道断水地域における飲料水については、大阪広域水道企業団が設置している「あんしん給水栓」等の活用、府・市の備蓄水及び大阪府広域水道企業団の備蓄水を供給するよう確保に努める。</li> </ul>	
	<b>目 標</b>	
<b>現 状</b>	<b>2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)</b>	<b>2024～2029 年度 (令和 7～11 年度)</b>
○災害時等における防災活動協力に関する協定締結（泉南市管工事業協同組合） ○災害用備蓄水の保管及び管理に関する覚書締結（大阪広域水道企業団）	○大阪広域水道震災対策相互応援協定に基づき、横断的な訓練を通じて連携強化を目指す	⇒
<b>関連計画</b>	泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画	

⑦ 井戸水による生活水の確保（環境整備課）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時に、飲用水以外の洗濯やトイレ等の生活水の確保及び公衆衛生の維持を図るために、家庭用井戸等を災害時協力井戸としての登録を進め、市民への情報提供を図る。</li> </ul>	
	<b>目 標</b>	
<b>現 状</b>	<b>2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)</b>	<b>2024～2029 年度 (令和 7～11 年度)</b>
○登録されている災害時協力井戸の現況確認、継続登録の協力依頼を行い随時、大阪府に情報提供し、井戸所在情報を発信	○登録されている災害時協力井戸の確保及び新規登録の促進	⇒
<b>関連計画</b>	泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画	

## 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- ① 広域緊急交通路（府選定）及び地域緊急交通路（市選定）等の通行機能の確保（道路課）  
※取組内容は 2-1①に記載
- ② 迅速な道路啓開の実施（道路課） ※取組内容は 2-1②に記載

## 2-3 警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- ① 消防団の機能強化（危機管理課） ※取組内容は 1-1⑩に記載
- ② 大規模災害時における受援力の向上（危機管理課）

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震発生後に、被災地外から集結するヘリコプターの各種防災拠点や避難場所などへの誤着陸を防止するとともに、被害状況確認を行う際の「道しるべ」となるよう、学校等の屋上に上空から視認できる大きな文字、いわゆるヘリサインの整備を促進していく。</li> <li>・ 地震発生後に、被災者の救出・救助等にあたる自衛隊・消防・警察等の支援部隊が集結・駐屯する後方支援活動拠点となる候補地の選定を検討する。</li> </ul>	
	<b>現 状</b>	<b>目 標</b>
	<b>2020～2024 年度 （令和 2～6 年度）</b>	<b>2024～2029 年度 （令和 7～11 年度）</b>
○ヘリサイン整備箇所（0 箇所）	○ヘリサイン整備の検討	⇒
○後方支援活動拠点候補地（0 箇所）	○後方支援活動拠点候補地の選定	⇒
○災害時用臨時ヘリポート（2 箇所）	—	—
<b>関連計画</b>	泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画	

- ③ 消防署の耐災化と常備消防力（消火、救急、救命等）の向上（危機管理課） ※取組内容等は 1-1⑯に記載

## 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

- ① 迅速な道路啓開の実施（道路課） ※取組内容等は 2-1②に記載
- ② 医薬品、医療用資器材の供給不足への備え（保健推進課、危機管理課） ※取組内容等は 2-1③に記載

## 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

### ① 帰宅困難者対策の充実（危機管理課、政策推進課）

取組	・大阪府、市内事業者、関係機関と連携して、地震発生後に、帰宅困難者等が多数集中し、混乱が危惧される和泉砂川駅や樽井駅など駅周辺の混乱防止策や一斉帰宅の抑制により事業所にとどまった利用者や従業員等を安全に帰宅させるための帰宅支援に関する対策を検討する。		
	現 状	目 標	
		2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2024～2029 年度 (令和 7～11 年度)
	○事業所における一斉帰宅の抑制対策ガイドラインの周知（大阪府、平成 26 年度）	○主要事業所等における帰宅困難者対策マニュアル等の作成の啓発	⇒
関連計画	泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画		

## 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

- ① 医薬品、医療用資器材の供給不足への備え（保健推進課、危機管理課） ※取組内容等は 2-1③に記載
- ② 広域緊急交通路（府選定）及び地域緊急交通路（市選定）等の通行機能の確保（道路課） ※取組内容等は 2-1①に記載
- ③ 迅速な道路啓開の実施（道路課） ※取組内容等は 2-1②に記載

## 2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

### ① 被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施（保健推進課）

取組	・地震発生後に、被災地域における感染症の拡大を抑えるために、大阪府泉佐野保健所等と連携を図り、感染症の発生状況及び動向調査を行うとともに、必要と認めたときには健康診断の勧告を行う等、迅速かつ的確に防疫活動や保健活動を行うことができるように防疫活動体制及び関連資材の充実に努める。		
	現 状	目 標	
		2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2024～2029 年度 (令和 7～11 年度)
	○保健所との連携による感染症対策の周知	⇒	⇒
関連計画	泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画		

### ② 下水道（污水）施設の整備及び老朽化対策の推進（下水道課）

取組	・大規模地震により管路が損壊され污水の適切な処理が行えなくなると、都市の公衆衛生環境の悪化はもとより、健康被害の拡大、企業の操業停止期間の長期間化なども懸念されるため、既設管の耐震化や更新を図る。		
	現 状	目 標	
		2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2024～2029 年度 (令和 7～11 年度)
	○公共下水道（污水）の整備済み区域の拡大	○公共下水道（污水）の整備済み面積の拡大及び老朽化した下水道管の更新	⇒
関連計画	泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画		

③ 生活ごみの適正処理（清掃課）

取組	・被災地域の衛生状態を維持するため、一般廃棄物（ごみ）処理に係る協定を締結しているが、広域的な災害に備えて他県自治体との協定締結などを検討する必要がある。	
	現状	目標 2020～2024年度（令和2～6年度） 2024～2029年度（令和7～11年度）
○泉南市災害廃棄物処理計画（令和2年3月策定）	○関係事業者も含め、災害時の協定締結及び処理施設における事業継続計画や災害時対応マニュアル策定を検討。	⇒
関連計画	泉南市災害廃棄物処理計画 泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画	

④ ご遺体の適切処置（環境整備課）

取組	・「大阪広域火葬計画」（H11.4 策定）に基づき、大規模自然災害発生後、多数のご遺体が発生した場合に備え、亡くなられた方の尊厳を確保した遺体の処理、火葬等が行えるよう、周辺市町と連携を図る。	
	現状	目標 2020～2024年度（令和2～6年度） 2024～2029年度（令和7～11年度）
○周辺市町との連携により広域火葬体制を確保 ○遺体安置所の確保	○葬祭関係団体との連携のための協定締結	⇒
関連計画	泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画	

(事前に備えるべき目標)

### 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

(起きてはならない最悪の事態)

#### 3-1 役所機能の機能不全

(必要取組み)

##### ① 市役所等の耐災化の推進 (危機管理課、総務課、政策推進課)

<b>取組</b>	・ 非常時優先業務の継続を図るため、本庁舎の耐災化及び災害時の代替施設の確保を推進する。 ・ 災害時における安定した電力・ガス等のエネルギーの確保を図るための手法を検討する。		
	<b>現 状</b>	<b>目 標</b>	
		<b>2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)</b>	<b>2024～2029 年度 (令和 7～11 年度)</b>
○本庁舎は耐震化完了 ○代替施設の候補 (4 施設) ○災害時における電気設備等の防災活動協力に関する協定 (電気工事業者) ○災害時における応急対策業務に関する協定 (電気関係団体)	⇒	⇒	
○本庁舎の発電設備使用可能時間約 22 時間 (ただし、本館 2 階の一部及び 1 階サーバ室の電力使用に限る)	○発電設備使用可能時間延長及び電力使用可能範囲の拡大策の検討	⇒	
—	○電力・ガス等のエネルギー確保の多元化の検討、取組み	⇒	
<b>関連計画</b>	泉南市業務継続計画 泉南市防災計画		

##### ② 防災情報の収集・伝達 (危機管理課、総務課)

<b>取組</b>	・ 防災用広報システム (固定系防災無線)、災害時優先電話回線を確保しており、今後は、通信手段の多様化を図る。		
	<b>現 状</b>	<b>目 標</b>	
		<b>2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)</b>	<b>2024～2029 年度 (令和 7～11 年度)</b>
○防災用広報システム拡声子局 60 局 (非常用電源 24 時間対応) ○災害時優先電話 2 回線 ○災害対策本部室に電話回線設置 (R 2 年度)	○避難所無線 LAN 環境整備の検討 ○通信手段多様化の検討	○避難所無線 LAN 環境整備の検討 ○通信手段多様化の検討	
<b>関連計画</b>	泉南市業務継続計画 泉南市防災計画		



③ メディアとの連携強化などによる伝達手段の多重化・多様化（危機管理課）

取組	・ 地震発生時に防災情報を迅速かつ的確に収集し、府民に正確に伝えるため、放送局と「災害時等の緊急放送における協定」を締結、また Lアラートの活用により、メディアとの連携体制の充実強化を図る。		
	現状	目標	
		2020～2024年度 (令和 2～6年度)	2024～2029年度 (令和 7～11年度)
	○ Lアラートを通じた連携体制の確保 ○ 災害時等の緊急放送における協定締結（放送局）	○ 情報収集・共有・伝達システムの的確な運用及び必要な情報の点検・充実	⇒
関連計画	泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画		

④ 復興計画の策定（危機管理課、都市政策課）

取組	・ 大阪府が作成する被災者の生活、被災したまちを迅速に再建・回復するための復興計画策定マニュアルなどを踏まえ、復興計画(注)の検討を進める。		
	(注)復興計画：大規模な災害により甚大な被害が発生し、生活基盤や都市機能等が喪失した場合、従前の状態に復旧させるだけでなく、中長期的な展望を見据え新たな視点等を踏まえて策定される計画のこと。		
	現状	目標	
		2020～2024年度 (令和 2～6年度)	2024～2029年度 (令和 7～11年度)
	—	○ 復興計画策定の手順等のマニュアル作成の検討	⇒
関連計画	泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画		

⑤ 災害時の職員初動対策の向上（危機管理課）

取組	・ 大規模災害時の発生初期段階において各職員が迅速かつ的確な応急活動が行えるよう、職員災害初動マニュアルに基づき訓練等を実施し、適宜、災害対応マニュアルの充実を図る。		
	現状	目標	
		2020～2024年度 (令和 2～6年度)	2024～2029年度 (令和 7～11年度)
	○ 職員災害初動マニュアルの作成 ○ 災害対応訓練等の実施	○ 災害対応訓練等の実施	⇒
関連計画	泉南市防災計画		

⑥ 泉南市業務継続計画の点検・検証（危機管理課）

取組	・ 泉南市業務継続計画を、災害時の業務継続体制の強化を図るため、最新の知見を反映できるよう適宜見直しを行い、行政機能が低下した状況下においても、業務の実施に必要な人員・資源の確保等について必要な措置を講じる。	
	現状	目標 2020～2024年度（令和2～6年度） 2024～2029年度（令和7～11年度）
○ 泉南市業務継続計画の策定（平成29年5月）	○ 泉南市業務継続計画の修正	⇒
関連計画	泉南市業務継続計画 泉南市防災計画	

3-2 行政機関（役所除く）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- ① 市有建築物の耐震化（各施設所管課） ※取組内容等は1-1⑤に記載
- ② 災害時の職員初動対策の向上（危機管理課） ※取組内容等は3-1⑤に記載
- ③ 特定大規模災害からの復旧事業に係る大阪府の代行（危機管理課）

取組	・ 円滑かつ迅速な復興に向けて、大阪府と特定大規模災害（注）における市の復旧事業に係る大阪府の代行手続きについて協議を図る。 （注）特定大規模災害：極めて激甚な災害であって、災害応急対策を推進するために政府に緊急災害対策本部が設置されたもの。東日本大震災において初めて設置された。	
	現状	目標 2020～2024年度（令和2～6年度） 2024～2029年度（令和7～11年度）
—	○ 大阪府と特定大規模災害における市の復旧事業に係る大阪府の代行手続きについて協議	⇒
関連計画	泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画	



(事前に備えるべき目標)

## **4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する**

(起きてはならない最悪の事態)

### **4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止**

(必要な取組み)

- ① 防災情報の収集・伝達（危機管理課、総務課） ※取組内容等は 3-1②に記載

### **4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態**

- ① メディアとの連携強化などによる伝達手段の多重化・多様化（危機管理課） ※取組内容等は 3-1③に記載

(事前に備えるべき目標)

## 5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーン）を機能不全に陥らせない

(起きてはならない最悪の事態)

### 5-1 サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による企業の生産力低下

(必要な取組み)

#### ① 市内企業における事業継続計画（BCP）等の作成（産業振興課）

取組	・大規模自然災害発生後に各企業における中核事業の維持や早期復旧が可能となるよう、大阪府と連携し、地域経済団体や中小企業組合等に対して、BCP/BCM 策定支援セミナーの開催等の周知・啓発を促進する。		
	現 状	目 標	
		2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2024～2029 年度 (令和 7～11 年度)
	○BCP 等策定支援セミナーなどの周知	○令和 3 年度末までに小規模事業者支援法に基づく、「泉南市事業継続力強化支援計画」について、泉南市商工会と共同で策定 ○市内小規模事業者における BCP 策定の支援	○市内小規模事業者における BCP 策定の支援
関連計画	泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画		

#### ② 広域緊急交通路（府選定）及び地域緊急交通路（市選定）等の通行機能の確保（道路課）

※取組内容等は 2-1①に記載

### 5-2 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

#### ① 石油コンビナート等（関西国際空港地区）防災対策（危機管理課）

取組	・大阪府や関係機関と連携し「大阪府石油コンビナート等防災計画（注）」に基づき、特定事業者（注）において、油類流出抑制のための緊急遮断弁の設置、スロッシング（注）による溢流対策や津波による移動の可能性がある危険物タンクからの油類流出抑制のための自主管理油高（上限及び下限）の運用の見直し、津波避難計画の作成・修正及び防災訓練の充実等の取組みを進める。		
	現 状	目 標	
		2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2024～2029 年度 (令和 7～11 年度)
	○大阪府や関係機関と連携し、予防対策の充実を推進	⇒	⇒
関連計画	泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画		

### 5-3 食糧等の安定供給の停滞

#### ① 被災農地等の早期復旧支援（産業振興課）

<b>取組</b>	・被災した農地や水路、ため池、農道等の農業用施設を迅速に再建・回復できるようにするため、復旧に向けた体制について再点検を行い、充実を図る。	
<b>現 状</b>	<b>目 標</b>	
	<b>2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)</b>	<b>2024～2029 年度 (令和 7～11 年度)</b>
—	○農地・農業用施設の復旧体制の再点検	⇒
<b>関連計画</b>	泉南市防災計画	

(事前に備えるべき目標)

## 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

(起きてはならない最悪の事態)

### 6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

(必要な取組み)

#### ① ライフラインの確保（危機管理課、政策推進課）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模自然災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧が行えるよう、ライフラインに関する事業者と平常時から連携を図る。</li> <li>・エネルギー供給源の多様化のため、コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー、水素エネルギー、LPガス等の自立・分散型エネルギーの導入を検討する。</li> </ul>		
	現状	目標	
		2020～2024年度 (令和2～6年度)	2024～2029年度 (令和7～11年度)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時における電気設備等の防災活動協力に関する協定（電気工事業者）</li> <li>○災害時における応急対策業務に関する協定（電気関係団体）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○電気、ガス、通信等のライフライン事業者との連携</li> <li>○コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー、水素エネルギー、LPガス等の導入を検討</li> </ul>	⇒
関連計画	泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画		

### 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

① 水道の早期復旧及び飲料水の確保（危機管理課） ※取組内容等は2-1⑥に記載

② 井戸水による生活用水の確保（環境整備課） ※取組内容等は2-1⑦に記載

### 6-3 汚水処理等の長期間にわたる機能停止

① 下水道（汚水）施設の整備及び老朽化対策の推進（下水道課） ※取組内容等は2-7②に記載

② し尿及び浄化槽汚泥の適正処理（環境整備課）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市域におけるし尿等が適正に処理できるよう関係市町及び関係団体等との連携体制の充実を図る必要がある。</li> </ul>		
	現状	目標	
		2020～2024年度 (令和2～6年度)	2024～2029年度 (令和7～11年度)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する相互支援基本協定を締結</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○連携体制の充実</li> </ul>	⇒
関連計画	泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画		

③ 生活ごみの適正処理（清掃課） ※取組内容等は2-7③に記載

## 6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

- ① 広域緊急交通路（府選定）及び地域緊急交通路（市選定）等の通行機能の確保（道路課）  
※取組内容等は 2-1①記載
- ② 迅速な道路啓開の実施（道路課） ※取組内容等は 2-1②に記載
- ③ 道路・橋梁の長寿命化などの適正管理の実施（道路課）

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震発生後にも、緊急輸送道路や避難路としての機能が確保されるよう、市民とも連携し、道路・橋梁の危険個所の把握体制の構築に努めるとともに、危険性や緊急性を総合的に判断し、道路・橋梁等の適正管理を図る。</li> <li>・ 「道路の整備に関するプログラム」に掲載されている事業を推進</li> </ul>		
	<b>現 状</b>	<b>目 標</b>	
	<b>2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)</b>	<b>2024～2029 年度 (令和 7～11 年度)</b>	
○橋梁長寿命化修繕計画の策定 (令和 2 年 3 月)	○橋梁長寿命化修繕計画に基づ く橋梁の長寿命化)	⇒	
<b>関連計画</b>	橋梁長寿命化修繕計画 泉南市防災計画 道路の整備に関するプログラム		

## 6-5 異常濁水等による用水の供給の途絶

- ① 水道の早期復旧及び飲料水の確保（危機管理課） ※取組内容等は 2-1⑥に記載
- ② 井戸水による生活用水の確保（環境整備課） ※取組内容等は 2-1⑦に記載

(事前に備えるべき目標)

## 7 制御不能な二次災害を発生させない

(起きてはならない最悪の事態)

### 7-1 市街地等での複合災害の発生

(必要な取組み)

- ① 密集市街地等の対策（道路課） ※取組内容等は 1-1①に記載
- ② 文化財所有者・管理者の防災意識の啓発（生涯学習課、危機管理課） ※取組内容等は 1-1④に記載
- ③ 広域避難場所等の確保（危機管理課、住宅公園課、教育総務課）

取組	・ 火災の延焼拡大から住民の安全を確保するため、広域避難場所（俵池公園、泉南中学校、西信達中学校、一丘中学校、信達中学校）の確保、充実を図る。 ・ 洪水、土砂災害、津波等の災害種別に応じて指定する指定緊急避難場所を適正に配置する。 ・ 泉南市公園施設長寿命化対策事業を推進する。		
	現状	目標	
		2020～2024年度 (令和 2～6 年度)	2024～2029年度 (令和 7～11 年度)
	○広域避難場所を 5 箇所指定 ○指定緊急避難場所を 38 箇所指定	○広域避難場所、指定緊急避難場所の検証	⇒
関連計画	泉南市公園施設長寿命化計画 泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画		

### 7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

- ① 石油コンビナート等防災対策（危機管理課） ※取組内容等は 5-2①に記載
- ② 防潮堤の津波浸水対策（下水道課） ※取組内容等は 1-3①に記載
- ③ 水門等の点検、整備の推進（道路課、下水道課） ※取組内容等は 1-3②に記載
- ④ 広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路（市選定）等の通行機能の確保（道路課）  
※取組内容等は 2-1①に記載

### 7-3 沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺

- ① 広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路（市選定）等の通行機能の確保（道路課）  
※取組内容等は 2-1①に記載
- ② 迅速な道路啓開の実施（道路課） ※取組内容等は 2-1②に記載

### 7-4 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- ① ため池の防災・減災対策の促進（産業振興課） ※取組内容等は 1-5①に記載
- ② 下水道（污水）施設の整備及び老朽化対策の推進（下水道課） ※取組内容等は 2-7②に記載

## 7-5 有害物質の大規模拡散・流出

① 石油コンビナート等防災対策（危機管理課） ※取組内容等は5-2①に記載

② 有害物質（石綿）の拡散防止対策（環境整備課）

取組	・大阪府による有害物質対策と連携協力し拡散防止促進を図る。		
	現状	目標	
		2020～2024年度 (令和2～6年度)	2024～2029年度 (令和7～11年度)
	—	○解体業者等への適正処理に関する啓発の実施	⇒
関連計画	大阪府強靱化地域計画		

## 7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

① 鳥獣被害防止対策の推進（産業振興課）

取組	・鳥獣被害による耕作放棄地の発生など、農地の多面的機能の低下を防ぐため、侵入防止柵の設置や有害鳥獣捕獲などの対策を推進する。（鳥獣被害防止総合対策交付金鳥獣被害防止総合支援事業）		
	現状	目標	
		2020～2024年度 (令和2～6年度)	2024～2029年度 (令和7～11年度)
	○ワイヤーメッシュ柵などの侵入防止柵の設置を推進する。 ○年間を通して有害鳥獣捕獲を実施する。	⇒	⇒
関連計画	泉南市鳥獣被害防止計画		

## 7-7 風評被害による地域経済等への甚大な影響

① 正しい情報発信（産業振興課）

取組	・災害発生後、風評被害を防ぐため、国及び大阪府と連携し、状況に応じて発信すべき情報の設定を行うとともに、農林水産業、特産品等の適正な流通の促進のため、迅速かつ正確な情報発信に向けて取り組む。		
	現状	目標	
		2020～2024年度 (令和2～6年度)	2024～2029年度 (令和7～11年度)
	○大規模自然災害に伴う風評被害に対し、関係部局とともに情報収集に努め、対応策を検討	⇒	⇒
関連計画	大阪府強靱化地域計画		

(事前に備えるべき目標)

## 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建回復できる条件を整備する

(起きてはならない最悪の事態)

### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧復興が大幅に遅れる事態

(必要な取組み)

#### ① 災害廃棄物の適正処理（危機管理課、清掃課）

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市では、災害廃棄物等の早急かつ適正な処理を図るため、災害廃棄物処理計画を作成し、災害時における連携、協力体制の構築を継続し、平時から災害に備える。また、処理計画についても必要に応じて見直しを行う。</li> </ul>		
<b>現 状</b>	<b>目 標</b>		
	<b>2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)</b>	<b>2024～2029 年度 (令和 7～11 年度)</b>	
○泉南市災害廃棄物処理計画の策定 (令和 2 年 3 月)	○災害廃棄物処理計画に基づく、行動マニュアルの作成と処理計画の見直し	⇒	
<b>関連計画</b>	泉南市災害廃棄物処理計画 泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画		

### 8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 迅速な道路啓開の実施（道路課） ※取組内容等は 2-1②に記載

② 復興計画の策定（危機管理課、都市政策課） ※取組内容等は 3-1④に記載

### 8-3 避難生活環境等の悪化により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### ① 避難所の確保と運営体制の充実（危機管理課）

<b>取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生後に、被災者の避難生活を支援するため、必要な避難所指定や避難所受入れ体制を確保する。</li> <li>地域住民・避難者自らが主体的・効果的に避難所を運営できるよう、避難所運営マニュアルの充実を図る。</li> <li>空調設備の整備などに努めるとともに、大規模改修などの機会を捉えてバリアフリーやユニバーサルデザインなどに配慮した環境整備を推進する。</li> </ul>		
<b>現 状</b>	<b>目 標</b>		
	<b>2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)</b>	<b>2024～2029 年度 (令和 7～11 年度)</b>	
○指定避難所 3 5 箇所 ○応急仮設住宅候補地 3 箇所 ○避難所運営マニュアル作成	○避難所運営マニュアルの見直し ○避難所運営マニュアルに基づく避難所開設訓練 ○避難所運営組織の事前設置の促進 ○避難所の良好な生活環境の確保	⇒	
<b>関連計画</b>	泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画		



② 福祉避難所の確保（危機管理課、長寿社会推進課、障害福祉課）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生後に、居宅、避難所等では自立的な生活や適切な処遇が確保できない要配慮者の避難生活を支援するため、社会福祉施設の協力を得て福祉避難所（二次的避難所）を確保する。</li> <li>府と連携し民間福祉関係者等の協力を得て、福祉避難所に必要となる、要配慮者の利用に配慮した設備等や介助職員等の確保を行う。</li> <li>あわせて、福祉避難所の補完的体制として、民間社会福祉事業者の協力を得て、社会福祉施設における緊急一時的な受入れ体制の整備を行う。</li> </ul>		
	現状	目標	
		2020～2024年度 (令和 2～6 年度)	2024～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○福祉避難所 2 箇所 ○福祉避難所設置運営マニュアル作成	○福祉関係事業者等との協定締結の検討		⇒
関連計画	泉南市防災計画 第 3 次泉南市地域福祉計画及び地域福祉活動計画 大阪府強靱化地域計画		

③ 被災者の心のケア対策体制の充実（保健推進課）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府泉佐野保健所や関係機関と連携を図り、地震発生時に、恐怖や避難所での厳しい生活等による強度の不安、抑うつ、イライラ等のストレスや PTSD（注）対応するため、「こころのケア」を行うことができる人材の養成等、こころの健康に関する相談の実施体制の確保に努める。</li> </ul> <p>（注）PTSD：心的外傷後ストレス障害。命の安全が脅かされるような出来事（天災、事故、犯罪、虐待等）によって強い精神的衝撃を受けること</p>		
	現状	目標	
		2020～2024年度 (令和 2～6 年度)	2024～2029 年度 (令和 7～11 年度)
—	○泉佐野保健所等と連携し、ケアを行う人材の養成や相談の実施体制確保に努める		⇒
関連計画	泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画		

④ 被災者の巡回健康相談等体制の充実（保健推進課）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府と連携し、実施発生後に避難者の健康管理や生活環境の整備を行うために、避難所、福祉避難所、応急仮設住宅等において、医師、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等の実施体制を確保する。</li> </ul>		
	現状	目標	
		2020～2024年度 (令和 2～6 年度)	2024～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○市の保健師を対象とした健康危機管理研修への参加（1回/年）	○大阪府と連携し、健康危機管理研修に参加（1回/年）		⇒
関連計画	泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画		

⑤ 災害時における福祉専門職等（災害派遣福祉チーム等）の受入れ体制の充実

（長寿社会推進課）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生後に、被災した市民の福祉ニーズに対応できるよう、福祉避難所の運営支援や被災市町村への福祉専門職の人員派遣（災害派遣福祉チーム等）、サービスに必要な福祉用具・資材等の供給、被災者の受け入れ調整等を行う。</li> </ul>	
	現状	目標
	2020～2024年度 （令和2～6年度）	2024～2029年度 （令和7～11年度）
○大阪府において、府内福祉関係施設や事業所団体、職能団体、事業者団体が参画する「大阪府災害福祉広域支援ネットワーク」を構築済み	○「大阪府災害福祉広域支援ネットワーク」との連携による、福祉専門職等の受入れ体制の充実	⇒
関連計画	大阪府強靱化地域計画	

⑥ 災害ボランティアの充実（長寿社会推進課）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村社会福祉協議会との連携により、若者世代を中心に登録者数増加に向けた取組みを進める。</li> <li>ボランティア自身の安全を含め、適切に活動を行って頂けるよう、市社協等と連携して、ボランティアコーディネーターの育成や個人のスキルアップのための研修実施など、マンパワーの実効性向上のための取組みを強化する。</li> <li>また、ボランティア活動希望者に活動ニーズ等が速やかに伝達できるよう、メール登録制度やポータルサイトの立上げ等、ボランティア向けの情報発信を強化する。</li> </ul>	
	現状	目標
	2020～2024年度 （令和2～6年度）	2024～2029年度 （令和7～11年度）
○泉南市社会福祉協議会と「災害時におけるボランティア活動に関する協定」を締結 ○災害発生時に、泉南市総合福祉センターに災害ボランティアセンターを設置	○ボランティア登録制度の拡大 ○安全かつ適切に活動頂けるボランティアの確保（登録者数の増加とスキルアップ）	⇒
関連計画	泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画	

⑦ 応急仮設住宅の早期供給体制の整備（危機管理課、住宅公園課）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者の避難生活を支援するため、被災者が恒久住宅に移行までに必要と見込まれる応急仮設住宅について大阪府と連携して建設候補地の確保、平時より関連する民間団体との連携強化、「みなし仮設」となる民間住宅の借り上げ等に向けた体制整備を行う。</li> </ul>	
	現状	目標
	2020～2024年度 （令和2～6年度）	2024～2029年度 （令和7～11年度）
○応急仮設住宅候補地 3 箇所	○応急仮設住宅、みなし仮設住宅確保に向けた体制整備	⇒
関連計画	泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画	

⑧ 被災農地等の早期復旧支援（産業振興課） ※取組内容等は 5-3①に記載

⑨ 被災者の生活再建のための支援体制の充実（生活福祉課、産業振興課）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生後に被災者の生活を迅速に再建・回復できるようにするため、適切な措置を講じるための大阪府や関係機関との連携・協力体制を確保・確認しておく。</li> <li>被災者生活再建支援制度の対象となった場合に対応できる体制を構築する。</li> <li>罹災証明書の大量申請に対応し迅速な発行を行えるよう要綱等体制を整備する。</li> </ul>		
	現 状	目 標	
		2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2024～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○雇用確保、求職者就職支援のため、大阪労働局やハローワーク等の関係機関と連携しながら、求職者と企業のマッチングに取り組む	○被災者への適切な支援を講じるための連携・協力体制の確保、点検	⇒	
○被災者生活再建支援制度等に関する各種説明会に参加 ○罹災証明書発行体制の整備	○被災者生活再建支援制度の説明会開催を検討 ○罹災証明書を大量に遅滞なく発行するため、要綱及びマニュアルの整備を検討	⇒	
関連計画	泉南市防災計画 大阪府強靱化地域計画		

⑩ 地域の中小企業者等の事業再開のための支援体制の充実（産業振興課）

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>突発的な自然災害発生後に地域経済を迅速に再建・回復できるように適切な措置を講じるため、大阪府や関係機関との連携・協力体制の確保に努める。</li> <li>1) 中小企業に対する災害時の金融支援措置             <ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業信用保険法の特例措置など、国の信用補完制度における対応を踏まえ、災害により被害を受けた中小企業者の復興を支援するために適切な措置を講じる。</li> </ul> </li> </ul>		
	現 状	目 標	
		2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2024～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○中小企業信用保険法によるセーフティネット融資や危機関連融資のほか、日本政策金融公庫による特別貸付など、各種融資制度、資金制度の周知に努め、市において認定の必要なものは、手続きの迅速化を図る	⇒	⇒	
関連計画	大阪府強靱化地域計画		

⑪ 復興計画の策定（危機管理課、都市政策課） ※取組内容等は 3-1④に記載

## 8-4 鉄道、道路、港湾等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態避

① 迅速な道路啓開の実施（道路課） ※取組内容等は 2-1②に記載

② 復興計画の策定（危機管理課、都市政策課） ※取組内容等は 3-1④に記載

## 【別紙】脆弱性評価結果

### 目次

起きてはならない最悪の事態		ページ
1-1	都市部での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や延焼拡大による死傷者の発生	41
1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	42
1-3	大規模津波等による多数の死者の発生	43
1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	43
1-5	風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市域の脆弱性が高まる事態	44
1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	45
2-1	被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	46
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	46
2-3	警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	47
2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	47
2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足	47
2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	47
2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	48
3-1	役所機能の機能不全	49
3-2	行政機関（役所除く）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	49
4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	50
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	50
5-1	サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による企業の生産力低下	51
5-2	コンビニート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	51
5-3	食糧等の安定供給の停滞	51
6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	52
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	52
6-3	汚水処理等の長期間にわたる機能停止	52
6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	52
6-5	異常湧水等による用水の供給の途絶	52
7-1	市街地等での複合災害の発生	53
7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	53
7-3	沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺	53
7-4	ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	53
7-5	有害物質の大規模拡散・流出	53
7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	53
7-7	風評被害による地域経済等への甚大な影響	53
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	54
8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	54
8-3	避難生活環境等の悪化により復旧・復興が大幅に遅れる事態	54
8-4	鉄道、道路、港湾等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	55

# 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

## 1-1 都市部での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や延焼拡大による死傷者の発生

### ① 密集した市街地等の対策

- ・本市内の市街地には狭隘な市道等により街区が形成されている密集した市街地等が見られるため、地震発生時における倒壊や火災等の連担などによる被害拡大を防ぐため、道路の狭隘区間の改良などにより防災空間の確保を図ることが必要である。

### ② 準防火地域等の指定促進

- ・本市の指定建ぺい率 60%以上の区域面積に占める防火・準防火地域指定面積の割合は約 12%と低く、都市の不燃化を促進するため準防火地域等の指定拡大を検討することが必要である。

### ③ 消防用水の確保対策

- ・地震発生時に、火災による被害軽減に資するよう、大阪府や関係団体等と連携して消防用水の確保に向けた取り組みが必要である。

### ④ 防災農地の登録の促進

- ・地震発生時に、減災空間や避難地などとしての防災上の役割が期待できる農地について、大阪府及び関係団体等と連携して「防災農地（注）」の登録制度の活用などを検討することが必要である。

（注）防災農地：営農を通じて保全されている農地等で、災害時に防災空間として使用するもの。

### ⑤ 市有建築物の耐震化

- ・地震発生時に、市有建築物の被害を軽減し、市民・利用者の安全と市役所業務の継続性を確保するため、引き続き耐震化に取り組むことが必要である。

### ⑥ 市営住宅の長寿命化及び適正管理の推進

- ・公営住宅等の内、今後、建替の検討が必要な戸数が占める割合が 37.0%（令和元年度）であり、地震発生時に、入居者の生命、安全を確保し、住宅の被害を軽減するため、引き続き長寿命化対策に取り組むことが必要である。

### ⑦ 民間住宅・建築物の耐震化の促進

- ・各々の耐震化率は、住宅 76%（平成 27 年度推計値）、多数の者が利用する建築物 80.1%（平成 27 年度）であり、また、空き家も見られることから、木造住宅や多数の者が利用する建築物等の耐震化、空き家の適正管理などについて相互に施策の連携を図り働きかけることが必要である。
- ・認知症高齢者グループホーム等の高齢者施設の耐震化整備が必要である。

### ⑧ 住宅・建築物の液状化対策の普及啓発

- ・地震発生時に、液状化による建物被害を軽減するため、大阪府においては府域の液状化の可能性マップが公表され、大阪府建築士会、大阪府建築士事務所協会には府民相談窓口が設置されており、大阪府及び関係団体等と連携を図りながら普及啓発の方策を検討する必要がある。

### ⑨ 災害に強い良質なマンション整備の周知

- ・大阪府と連携を図り、建物の安全性が確保され、被災時においても一定の生活維持が可能な住宅や仕組みを普及させるための各種支援制度などについて周知する必要がある。

### ⑩ 地域における防災・減災力の向上

- ・本市の自主防災組織率は 62%（令和元年度）であり、地域防災力の更なる向上のため、引き続き自主防災組織の新規結成の促進や、防災・減災に関する正確な知識・情報を提供する取り組みを実施することが必要である。

### ⑪ 消防団の機能強化

- ・ 泉南市消防団は、本団及び 6 分団、消防団員 172 名により組織しており、消防団車庫の耐震化率は 100% であり、消防団の機能強化を図るため、活動資機材の充実などに取組むことが必要である。

**⑫ 「避難行動要支援者」支援の充実**

- ・ 本市の避難行動要支援者登録者数は 3,547 人（令和元年度）であり、今後は、高齢化等の一層の進行なども懸念されることから、支援体制の充実に取組むことが必要である。

**⑬ 在住外国人への防災情報の提供**

- ・ 本市では、大規模自然災害発生時に、在住外国人の安全を確保するため、防災マップ等の多言語版の作成のほか、災害時に必要とされる各種情報の充実に取組むことが必要である。

**⑭ 文化財所有者・管理者の防災意識の啓発**

- ・ 本市内の文化財（建造物）に関する文化財保存活用計画の策定状況は府指定 0 %、国登録 0 % である。今後は国・大阪府との連携により、文化財所有者等に対して文化財保存活用計画の策定などを働きかける必要がある。そのうえで防災設備の充実、防災訓練の実施耐、耐震予備診断の実施などへの取り組みを支援する。

**⑮ 被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備**

- ・ 本市では、市職員について、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を進めてきており、引き続き、被災建築物や宅地における二次被害を防止するため、各判定士の養成や判定体制の充実に取組む必要がある。

**⑯ 消防署の耐災化と常備消防力（消火、救急、救命等）の向上**

- ・ 市内に位置する消防署等については、泉州南消防組合と連携し、老朽化が懸念される泉南消防署の移設や常備消防力の向上にむけ、消防設備の充実に取組むことが必要である

**⑰ 大規模盛土造成地マップの周知**

- ・ 本市では、台風や大雨など災害発生の恐れがある場合に備え宅地防災パトロールを実施しており、今後は、災害の事前防止や被害の軽減につながるよう大規模盛土造成地に関する情報提供に取組むことが必要である。

**1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災**

**① 市有建築物の耐震化（評価結果は 1-1⑤ に記載）**

**② 市営住宅の長寿命化及び適正管理の推進（評価結果は 1-1⑥ に記載）**

**③ 学校、保育所等の耐震化**

- ・ 市立の小中学校、幼稚園、保育所は、耐震改修工事が完了し耐震化率は 100% である。

**④ 民間住宅・建築物の耐震化の促進（評価結果は 1-1⑦ に記載）**

**⑤ 文化財所有者・管理者の防災意識の啓発（評価結果は 1-1⑭ に記載）**

**⑥ 被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備（評価結果は 1-1⑮ に記載）**

### 1-3 大規模津波等による多数の死者の発生

#### ① 防潮堤の津波浸水対策

- ・本市では、南海トラフ地震発生に伴う液状化対策が必要な防潮堤は、現在該当箇所はないが、今後対策が必要となる場合は、大阪府と連携し防潮堤の液状化対策や大里川河口の津波浸水対策に取り組む必要がある。

#### ② 水門等の点検、整備の推進

- ・水門等の巡視点検を月 3 回実施しており、そのうちの 1 回は開閉操作を行っており、十分な機能を果たせるように努めている。今後とも巡視点検の強化に努めるとともに、大阪府との連携によって災害発生予想時における開閉操作体制や点検、整備体制の充実が必要である。

#### ③ 的確な避難指示等の判断・伝達

- ・本市では、避難情報の判断基準・伝達マニュアルや津波避難計画を作成するとともに、伝達手段となる防災用広報システム（同報系無線）を適切に運用し、住民に避難指示等を的確に伝達できるようマニュアル等の適宜見直しなどの取り組みが必要である。

#### ④ 津波ハザードマップの作成・活用

- ・津波ハザードマップを作成・配布し住民に周知しているが、地域が実施する避難訓練等の支援や、出前講座等を継続的に実施し、市民の防災意識の向上に努める必要がある。

#### ⑤ 船舶の津波対策の促進

- ・大阪府と連携を図り、船舶の港外避難や避難できなかった場合の係留強化の手順などを取りまとめたガイドライン等を周知するとともに、手順マニュアル策定の検討が必要である。

#### ⑥ 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援

- ・大阪府及び府内市町村と連携し、自主防災組織リーダー育成研修を実施しており、引き続き受講機会を確保する必要がある。

#### ⑦ 津波防御施設の閉鎖体制

- ・津波防御施設（水門・陸閘等）の現場操作員の安全を確保するため、大阪府と連携した訓練を 2 回／年実施しており、今後は、これら訓練結果を踏まえて操作・退避ルールの検証を行う必要がある。

### 1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

#### ① 下水道（雨水）施設の整備及び治水対策の促進

- ・都市浸水対策の達成率は、27.8%（平成 30 年度末）であり、引き続き、下水道雨水管渠や雨水ポンプの整備、老朽化している施設の改築、雨水ポンプ場の耐震化などを推進する必要がある。

#### ② 豪雨時の市道浸水箇所における注意喚起

- ・豪雨時に浸水の恐れがある市道箇所を把握し、注意喚起対策を実施する必要がある。

## 1-5 風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市域の脆弱性が高まる事態

### ① ため池の防災・減災対策の促進

- ・本市域のため池は、各地区水利組合がその維持管理を行っているが、令和元年度末時点で耐震診断の完了は 22 箇所、ため池ハザードマップの作成済みは 19 箇所となっており、引き続き大阪府及び各地区水利組合などと連携して必要な耐震対策の実施やハザードマップの作成を促進する必要がある。

### ② 下水道（雨水）施設の整備及び治水対策の促進（評価結果は 1-4① に記載）

### ③ 土砂災害対策の促進

- ・本市では、土砂災害から人命を守るため地区別の防災マップを作成しており、対象地域の居住者を対象として更なる防災意識の向上を図る必要がある。
- ・土砂災害特別警戒区域内に位置する不適格建築物について、移転や補強等の実施を促進する必要がある。

### ④ 山地災害対策の促進

- ・局地的な集中豪雨による山地災害の発生による被害の拡大が懸念されているため、大阪府と連携し森林の防災機能を高めるとともに間伐等の森林整備を進めていく必要がある。

### ⑤ 風水害・土砂災害に関する的確な避難指示等の判断・伝達（評価結果は 1-3③ に記載）



## 1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

### ① ため池の防災・減災対策の促進（評価結果は 1-5① に記載）

### ② 的確な避難指示等の判断・伝達（評価結果は 1-3③ に記載）

### ③ 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援（評価結果は 1-3⑦ に記載）

### ④ 学校における児童生徒の防災意識の向上

- ・本市では、自然災害を想定した避難訓練を小中学校で実施しており、引き続き、児童・生徒が自ら命を守る行動をとることができるよう避難訓練を実施することが必要である。

### ⑤ 市民の防災意識の向上

- ・本市では、市民の防災意識の向上を図るため、防災に関する出前講座や「せんなん家族防災の日」の周知、大阪 880 万人訓練を実施してきており、引き続き、防災に関する意識・知識の周知を継続して進める必要である。

### ⑥ 「避難行動要支援者」支援の充実（評価結果は 1-1⑫ に記載）

### ⑦ 医療施設・社会福祉施設の避難体制の確保

- ・本市では、土砂災害警戒区域内の要配慮者施設として社会福祉施設が 1 施設、医療施設が 1 施設あり、災害対策マニュアルの作成と避難訓練の実施を促進する必要がある。

### ⑧ 在住外国人への防災情報の提供（評価結果は 1-1⑬ に記載）

### ⑨ 外国人旅行者の安全確保

- ・本市に観光等で来訪している外国人旅行者が、安全を確保するための情報提供及び対応方法の検討が必要である。

### ⑩ 豪雨時の市道浸水部における注意喚起（評価結果は 1-4② に記載）

## 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

### 2-1 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

#### ① 広域緊急交通路（府選定）及び地域緊急交通路（市選定）等の通行機能の確保

- ・市が選定している地域緊急交通路について、救命救助活動や支援物資の輸送が災害時にも円滑に実施できるよう、電柱倒壊等による道路閉塞を防止するための取組みとあわせて整備を推進することが必要である。

#### ② 迅速な道路啓開の実施

- ・大規模地震が発生した場合は、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開による通行機能の確保に向け、各道路管理者や地元建設業者との協力体制の確立が必要である。

#### ③ 医薬品、医療用資器材の供給不足への備え

- ・地震発生後に、交通が遮断され、医療機関及び医薬品等供給施設（薬局、卸売販売業者等）が損壊することで、通常の医薬品等の供給経路が遮断される上、多数の負傷者が発生することから、医療機関における通常の備蓄では対応できないと想定されるため、医療関係機関と協力し、必要品目と必要量について点検を行いながら、必要量を確保することが必要である。

#### ④ 食糧や燃料等の備蓄及び集配体制の充実

- ・南海トラフ巨大地震発生に伴い、府域内で大量の救援物資の不足が見込まれていることから、必要備蓄量の目標設定と多様な方法による物資の調達・確保手段の確立、被災者支援のために計画的な備蓄が必要である。

#### ⑤ 市有建築物の耐震化（評価結果は 1-1⑤に記載）

#### ⑥ 水道の早期復旧及び飲料水の確保

- ・南海トラフ巨大地震発生等による水道施設の被害を極力小さくするため、大阪広域水道企業団に働きかけ、水道施設・管路の更新・耐震化により、老朽化対策を計画的に実施する必要がある。
- ・地震発生後に、基幹病院や避難拠点等の重要給水施設に対する給水を確保するとともに、損傷した管路等の早期復旧を図るため、災害時には大阪広域水道企業団との連携が必要である。
- ・地震発生後の水道断水地域において飲用水が迅速に確保できるよう、大阪広域水道企業団と連携し応急給水・応急復旧体制の構築が必要である。

#### ⑦ 井戸水による生活用水の確保

- ・地震発生時に、生活用水の確保を図るため、家庭用井戸等を災害時協力井戸として登録の促進を図る必要がある。

### 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

#### ① 広域緊急交通路（府選定）及び地域緊急交通路（市選定）等の通行機能の確保（評価結果は 2-1①に記載）

#### ② 迅速な道路啓開の実施（評価結果は 2-1②に記載）

## 2-3 警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

### ① 消防団の機能強化（評価結果は 1-1⑩ に記載）

### ② 大規模災害時における受援力の向上

- ・ 災害発生時に被災地外から集結するヘリコプターの各種防災拠点や避難場所などへの誤着陸を防止するとともに、被害状況確認を行う際の道しるべとなるよう、学校等の屋上に上空から視認できるヘリサインの整備が必要である。
- ・ 地震発生後に、被災者の救出・救助等にあたる自衛隊・消防・警察等の支援部隊が集結・駐屯する後方支援活動拠点となる候補地の選定が必要である。

### ③ 消防署の耐災化と常備消防力（消火、救急、救命等）の向上（評価結果は 1-1⑬ に記載）

## 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

### ① 迅速な道路啓開の実施（評価結果は 2-1② に記載）

### ② 医薬品、医療用資器材の供給不足への備え（評価結果は 2-1③ に記載）

## 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

### ① 帰宅困難者対策の充実

- ・ 本市には、大規模災害時に帰宅困難者等が多数集中し、混乱が危惧される和泉砂川駅や樽井駅周辺について、鉄道事業者等と連携し混乱防止策を確立することが必要である。
- ・ 事業所における「一斉帰宅の抑制」対策ガイドラインに基づき、事業者に対して、従業員等の施設内待機に係る実行計画策定や具体的な備えの働きかけが必要である。

## 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

### ① 医薬品、医療用資器材の供給不足への備え（評価結果は 2-1③ に記載）

### ② 広域緊急交通路（府選定）及び地域緊急交通路（市選定）等の通行機能の確保（評価結果は 2-1① に記載）

### ③ 迅速な道路啓開の実施（評価結果は 2-1② に記載）

## 2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

### ① 被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施

- ・本市は、大阪府泉佐野保健所等とも連携を図り、感染症対策の充実に努めているが、引き続き、防疫活動体制及び関連資機材の充実に取り組む必要がある。

### ② 下水道（污水）施設の整備及び老朽化対策の推進

- ・大規模地震により管路が損壊され污水の適切な処理が行えなくなると、都市の公衆衛生環境の悪化は基もとより、トイレ利用を控えることによる健康被害の拡大、企業の操業停止期間の長期化なども懸念されるため、公共下水道（污水）の整備済み区域の拡大や既設下水管等の耐震補強、更新を図る必要がある。

### ③ 生活ごみの適正処理

- ・本市では、被災地域の衛生状態を維持するため、一般廃棄物（ごみ）処理に係る協定を締結しているが、広域的な災害に備えて他県自治体との協定締結などを検討する必要がある。

### ④ ご遺体の適切処置

- ・本市では、周辺市町担当部局との連携により広域火葬体制を確保するとともに、遺体の処理、火葬等が適切に行えるよう、葬祭関係団体との連携を図る必要がある。

### 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 役所機能の機能不全

##### ① 市役所等の耐災化の推進

- ・本市では、本庁舎は耐震化済で、電気工事業者と「災害時における電気設備等の防災活動協力に関する協定」及び電気関係団体と「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結するなど、業務継続に取り組んできており、今後は、各施設の耐災化や災害時における電力確保を含めた執務環境の維持にむけた対策の実施、停電時の早期復旧に向けた対策を検討する必要がある。

##### ② 防災情報の収集・伝達

- ・本市では、防災用広報システム（固定系防災無線）、災害時優先電話といった通信手段を確保しているが、今後は、情報収集・伝達手段の多様化や、優先電話を適所で確保する必要がある。

##### ③ メディアとの連携強化などによる伝達手段の多重化・多様化

- ・本市では、地震発生時に、防災情報を迅速かつ的確に収集し、市民に正確に伝えるため、大阪府、ライフライン事業者、報道機関等メディアとの連携体制の充実強化が必要である。

##### ④ 復興計画の策定

- ・本市では、地震発生後の復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、予め復興計画を策定するための手順を定めておく必要がある。

##### ⑤ 災害時の職員初動対策の向上

- ・本市では、職員災害初動マニュアルを作成し、全庁による訓練を実施しているが、引き続き、訓練の実施、必要に応じて修正を行い、災害対応の充実を図る必要がある。

##### ⑥ 泉南市業務継続計画の点検・検証

- ・本市では、地震発生後も、市役所として必要な行政機能の維持と市民サービスに努めるため、「泉南市業務継続計画」を継続的に見直しを行うことで、災害対応力の向上を図るとともに、業務継続体制を強化する必要がある。

#### 3-2 行政機関（役所除く）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

##### ① 市有建築物の耐震化（評価結果は 1-1⑤ に記載）

##### ② 災害時の職員初動対策の向上（評価結果は 3-1⑤ に記載）

##### ③ 特定大規模災害からの復旧事業に係る大阪府の代行

- ・本市は、大阪府と特定大規模災害における市の復旧事業に係る大阪府の代行手続きについて協議を図る必要がある。

## 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

### 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

① 防災情報の収集・伝達（評価結果は 3-1② に記載）

### 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

① メディアとの連携強化などによる伝達手段の多重化・多様化（評価結果は 3-1③ に記載）

## 5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーン）を機能不全に陥らせない

### 5-1 サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による企業の生産力低下

#### ① 市内企業における事業継続計画（BCP）等の作成

- ・大阪府と連携し、地域経済団体や中小企業組合等に対して、BCP/BCM策定支援セミナーの開催等の周知・啓発を促進する必要がある。

#### ② 広域緊急交通路（府選定）及び地域緊急交通路（市選定）等の通行機能の確保（評価結果は 2-1①に記載）

### 5-2 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

#### ① 石油コンビナート（関西国際空港地区）等防災対策

- ・本市においては、石油コンビナートとして関西国際空港地区が位置づけられており「大阪府石油コンビナート等防災計画」に基づき、大阪府や関係機関と連携し特定事業者における各種対策の実施を促進する必要がある。

### 5-3 食糧等の安定供給の停滞

#### ① 被災農地等の早期復旧支援

- ・農地や水路、ため池、農道等の農業用施設が被災した場合には、農業経営や食料等の安定供給に影響を及ぼす恐れがあるため、早期復旧に向けた体制について再点検が必要である。

## 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

### 6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

#### ① ライフラインの確保

- ・本市では、電気工事業者と「災害時における電気設備等の防災活動協力に関する協定」及び電気関係団体と「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結しているが、災害時における電力確保の多元化や早期復旧にむけた民間事業者等との連携強化などを検討する必要がある。

### 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

#### ① 水道の早期復旧及び飲料水の確保（評価結果は 2-1⑥ に記載）

#### ② 井戸水による生活用水の確保（評価結果は 2-1⑦ に記載）

### 6-3 汚水処理等の長期間にわたる機能停止

#### ① 下水道（汚水）施設の整備及び老朽化対策の推進（評価結果は 2-7② に記載）

#### ② し尿及び浄化槽汚泥の適正処理

- ・本市では、し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定を締結しているが、市域におけるし尿等が適正に処理できるよう関係市町及び関係団体等との連携体制の充実を図る必要がある。

#### ③ 生活ごみの適正処理（評価結果は 2-7③ に記載）

### 6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

#### ① 広域緊急交通路（府選定）及び地域緊急交通路（市選定）等の通行機能の確保（評価結果は 2-1① に記載）

#### ② 迅速な道路啓開の実施（評価結果は 2-1② に記載）

#### ③ 道路・橋梁の長寿命化などの適正管理の実施

- ・本市では、橋梁長寿命化修繕計画に基づいた計画的な修繕等を実施し、緊急輸送道路や避難路としての機能が確保されるよう計画的な整備に取り組む必要がある。

### 6-5 異常湧水等による用水の供給の途絶

#### ① 水道の早期復旧及び飲料水の確保（評価結果は 2-1⑥ に記載）

#### ② 井戸水による生活用水の確保（評価結果は 2-1⑦ に記載）



## 7 制御不能な二次災害を発生させない

### 7-1 市街地等での複合災害の発生

- ① 密集市街地等の対策（評価結果は 1-1① に記載）
- ② 文化財所有者・管理者の防災意識の啓発（評価結果は 1-1⑭ に記載）
- ③ 広域避難場所等の確保
  - ・本市では、依池公園、泉南中学校、西信達中学校、一丘中学校、信達中学校を広域避難場所として指定し、指定緊急避難場所は38箇所（各中学校含む）を指定しているが、今後は各々の役割に応じた防災・減災機能の充実を検討する必要がある。

### 7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

- ① 石油コンビナート（関西国際空港地区）等防災対策（評価結果は 5-2① に記載）
- ② 防潮堤の津波浸水対策（評価結果は 1-3① に記載）
- ③ 水門等の点検、整備の推進（評価結果は 1-3② に記載）
- ④ 広域緊急交通路（府選定）及び地域緊急交通路（市選定）等の通行機能の確保（評価結果は 2-1① に記載）

### 7-3 沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺

- ① 広域緊急交通路（府選定）及び地域緊急交通路（市選定）等の通行機能の確保（評価結果は 2-1① に記載）
- ② 迅速な道路啓開の実施（評価結果は 2-1② に記載）

### 7-4 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- ① ため池の防災・減災対策の促進（評価結果は 1-5① に記載）
- ② 下水道（污水）施設の整備及び老朽化対策の推進（評価結果は 2-7② に記載）

### 7-5 有害物質の大規模拡散・流出

- ① 石油コンビナート（関西国際空港地区）等防災対策（評価結果は 5-2① に記載）
- ② 有害物質（石綿）の拡散防止対策
  - ・大阪府による有害物質対策と連携協力し拡散防止を促進する必要がある。

### 7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- ① 鳥獣被害防止対策の推進
  - ・鳥獣被害による耕作放棄地の発生など、農地の多面的機能の低下を防ぐための対策を推進する必要がある。

### 7-7 風評被害による地域経済等への甚大な影響

- ① 正しい情報発信
  - ・災害発生後、正確な被害情報等を収集し、迅速に正しい情報を発信することができるよう対策を講じることが必要である。

## 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建回復できる条件を整備する

### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### ① 災害廃棄物の適正処理

- ・本市では、災害廃棄物等（ごみ）の処理に関する協定を締結しており、災害廃棄物の早急かつ適正な処理を図るため、災害廃棄物等の仮置場の選定や最終処分までの処理ルート等を予め検討する必要がある。

### 8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### ① 迅速な道路啓開の実施（評価結果は 2-1② に記載）

#### ② 復興計画の策定（評価結果は 3-1④ に記載）

### 8-3 避難生活環境等の悪化により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### ① 避難所の確保と運営体制の充実

- ・本市では、指定避難所 3 5 箇所、仮設住宅候補地 3 箇所を選定し、円滑な避難所の開設・運営をはかるため避難所運営マニュアルを策定している。今後は、避難者の生活を支援するため、良好な生活環境を確保した避難所運営体制等の整備が必要である。

#### ② 福祉避難所の確保

- ・本市では、福祉避難所を 2 箇所指定しており、今後は、避難所の追加指定や民間社会福祉事業者との連携強化などにより受け入れ体制の整備を行う必要がある。

#### ③ 被災者の心のケア対策体制の充実

- ・泉佐野保健所や関係機関と連携を図り、心のケアを行える体制の充実に取り組むことが必要である。

#### ④ 被災者の巡回健康相談等体制の充実

- ・市の保健師を対象とした健康危機管理研修への参加を行っており、引き続き、大阪府と連携し健康相談等体制の充実に取り組む必要がある。

#### ⑤ 災害時における福祉専門職等(災害派遣福祉チーム等)の受け入れ体制の充実

- ・本市では、地震発生後に、被災した市民の福祉ニーズに対応できるよう、「大阪府災害福祉広域支援ネットワーク」の連携によって受け入れ調整等を行うための体制整備が必要である。

#### ⑥ 災害ボランティアの充実

- ・本市におけるボランティア登録者数は 11 人、登録団体は 2 団体（令和元年度）となっており、大阪府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」の周知や登録者へのスキルアップ支援などが必要である。

#### ⑦ 応急仮設住宅の早期供給体制の整備

- ・本市では、被災者の避難生活を支援するため、被災者が恒久住宅に移行するまでに必要と見込まれる応急仮設住宅の建設候補地の確保、平時から関連する民間団体との連携強化、「みなし仮設」となる民間住宅の借り上げ等により、その速やかな確保に向けた体制整備が必要である。

#### ⑧ 被災農地等の早期復旧支援（評価結果は 5-3① に記載）

#### ⑨ 被災者の生活再建のための支援体制の充実

- ・本市では、被災者生活再建支援制度や災害弔慰金等に関する各種説明会への参加や、制度改正を注視し所要の法整備や庁内体制構築を行うとともに、大阪労働局・ハローワーク等関係機関と連携しながら、求職者と企業

のマッチングに取り組んでおり、引き続き、大阪府や関係機関との連携・協力体制を確保しておく必要がある。

**⑩ 地域の中小企業者等の事業再開のための支援体制の充実**

- ・本市では、国の天災資金等の災害時に活用出来る各種資金の制度の周知を行っており、引き続き大阪府や関係機関との連携・協力体制を確保しておく必要がある。

**⑪ 復興計画の策定（評価結果は 3-1④ に記載）**

**8-4 鉄道、道路、港湾等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

**① 迅速な道路啓開の実施（評価結果は 2-1② に記載）**

**② 復興計画の策定（評価結果は 3-1④ に記載）**